

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の 社会教育センター等施設の利用について

1 変更日 令和5年5月8日（月）

2 変更内容

（1）マスクの着用

職員は窓口対応の際にマスクを着用していましたが、5月8日以降は個人の判断で着用することとします。ご理解をお願いします。

また、マスク着用が効果的な場面については、館内に掲示するポスターでご案内します。

（2）「施設利用時の感染症防止対策注意事項」掲示終了

利用時の注意事項の掲示を終了します。基本的感染対策については、マスクの取り扱いと同様、利用者の方の自主的な選択を尊重し、個人の判断に委ねます。

（3）手指消毒

出入口の手指消毒用消毒液の設置は継続しますので、ご利用ください。

（4）利用者による設備・備品の消毒

スポーツ施設、学校体育施設開放の利用後の設備・備品の消毒は、不要とします。それに伴い消毒セットの貸出は終了します。消毒が必要な方は各自でご準備をお願いします。

（5）返却された図書の消毒

返却された図書の消毒を終了します。出入口の手指消毒液の設置は継続しますので、ご利用ください。

（6）換気

これまでは窓の開放及び換気扇の作動により換気を実施していましたが。今後は換気扇の作動により換気を行い、窓の開放は必要に応じて行います。

（7）パーテーション、検温機の廃止

手指消毒液の設置、換気により感染症対策を実施するため、パーテーション及び検温機は撤去します。

【問合せ】豊山町社会教育センター 電話0568-28-5335